

広島県では、電子マニフェストの普及促進を図るため、少量排出事業者団体加入支援事業を実施します。ぜひ、電子マニフェストの導入をお考えください。

電子マニフェスト (JWNET) 少量排出事業者団体加入支援事業とは？

- 少量排出事業者団体加入支援事業は、電子マニフェスト(JWNET)の少量排出事業者団体加入料金制度を利用した、電子マニフェスト加入促進のための事業です。
 - 少量排出事業者団体加入とは、排出事業者が30以上集まって加入し、利用代表者が加入者の利用料金を一括して支払う等の条件を満たす場合に、年間の基本料が無料で電子マニフェストを利用できる制度です。
 - この事業では、(一社)広島県資源循環協会が利用代表者となり、加入者の事務取りまとめを行うことで、マニフェスト登録件数が少ない少量排出事業者の方にも、電子マニフェストに加入しやすい環境を提供しています。
- 【この事業は、広島県が(一社)広島県資源循環協会に委託して実施しています。】

加入のメリット

年間の基本料が無料

団体加入料金制度を利用することにより年間基本料が**不要**になります。

必要に応じて始められる

現在、マニフェストが必要無い場合でも、加入しておけば、いざという時にすぐに始められます。また、団体加入料金で加入すれば、マニフェストの発行が無い間の費用はかかりません。

電子マニフェストの料金表【排出事業者】

利用区分	A 料金	B 料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C 料金)
基本料 (1年間)	25,920 円	1,944 円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8 円	(90 件まで無料) 91 件から 21.6 円	21.6 円
利用区分の目安となる 年間登録件数	2,401 件以上	2,400 件以下	2,400 件以下

ご利用開始の手続き

申込方法

JWNET 加入申込書兼契約書(団体加入用)に必要事項を記入、押印の上、(一社)広島県資源循環協会へ郵送してください。

JWNET から手続完了の連絡が電子メールで届いたら、利用開始できます(2週間程度)。

なお、お申込みの前に必ず加入規約及び利用細則をご一読ください。

加入規約・利用細則 URL: <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/apply/kiyaku.html>

対象

広島県内の排出事業者

受付期間

～平成 31 年 3 月 31 日

この事業に係る事務手続きは、協会が行います。

また、マニフェスト使用料については、1年度分をまとめて翌年度に協会から請求いたします。

お申し込み
&
お問い合わせ先

一般社団法人 広島県資源循環協会

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ 4F

TEL:082-247-8499 FAX:082-247-9719

この事業は、産業廃棄物埋立税を財源として実施しています。



詳細は「電子マニフェスト導入のメリット」(裏面)をご覧ください。